

ルール 4

■ 外来魚をリリース（再放流）してはいけません

- ①釣上げたブラックバスやブルーギルは、琵琶湖をはじめ、県内全ての水域に戻してはいけません。
- ②琵琶湖の豊かな生態系を健全な姿で次の世代へ引き継ぐために外来魚はリリースしない釣りをしましょう。
- ③飲食のゴミや釣具（釣り針、糸、ワーム）は、持ち帰りましょう。
- ④レジャー用品は、環境にやさしい環境配慮製品を使いましょう。

外来魚回収ボックス・外来魚回収いけす設置場所



- 釣上げた外来魚は、湖岸や漁港等に設置している外来魚回収ボックスや外来魚回収いけすに入れてください。（設置場所は釣り人の状況などにより変更・廃止する場合があります。）
- 近くに外来魚回収ボックスや外来魚回収いけすがない場合は、外来魚をその場で締めて持ち帰り、生ゴミ等として適切に処分してください。

釣上げた外来魚の回収にご協力ください。

外来魚回収ボックス、いけすの詳細な位置は、スマートフォン等でも見ることができます。



⚠️ 釣上げた外来魚は、外来魚回収ボックス、外来魚回収いけすに入れてください。 ⚠️



外来魚回収ボックス



外来魚回収いけす



●外来魚の回収に、イナズマロックフェス実行委員会から寄贈された外来魚回収車「イナズマ号」を使用しています。

ルール 5

■ 地域で定めたローカルルール（地域協定）を守らなければなりません

- ①琵琶湖に面した地域の中には、レジャー活動に伴う危険行為や迷惑行為を受けている所があります。
- ②こうした行為に対応するため、実態に応じたルール（地域協定）が定められている地域があり、レジャー利用者はそのルールを守らなければなりません。
- ③地域住民のことを思いやりながら、琵琶湖でのレジャー活動を楽しみましょう。

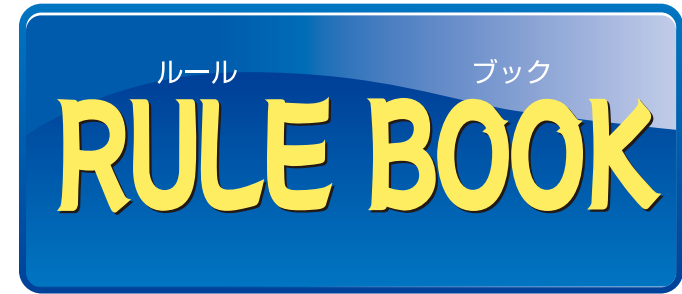
お問い合わせ先

滋賀県琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課

〒520-8577 滋賀県大津市京町4-1-1
TEL 077-528-3485 FAX 077-528-4847
E-mail dk00@pref.shiga.lg.jp



2021年6月発行



〈びわこルールキッズ釣り大会の様子〉

みんなで守ろう！琵琶湖ルール

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例

